

神奈川県屋外広告物条例施行規則の見直しについて

■概要

近年、技術の進歩により、プロジェクションマッピングやデジタルサイネージなどの新たな広告手法が開発され、その活用ニーズも高まってきており、まちの活性化や都市の魅力向上につながることを期待されている。

しかし、現行の神奈川県屋外広告物条例施行規則では、それらの新しい手法に十分対応できていないため、同規則を改正し、プロジェクションマッピング及びデジタルサイネージの規定整備を行う。

■見直し内容（案）

1 許可基準等の新設・改正

- デジタルサイネージについては、現行の県規則において、広告板の一種として広告板の基準を適用しているが、プロジェクションマッピングについては対応する許可基準が設けられていないため、壁面利用広告物のうち「壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの」の基準を準用し、運用している。
(p.3 参考資料参照)
- また、現行の規則では、ネオン照明、点滅照明及び動光を用いた広告物については、自然系許可地域、住居系許可地域及び広告景観形成地区では設置できないこととされているが、プロジェクションマッピングやデジタルサイネージはこれらに該当しないと解釈できるため、掲出が可能となっている。
(p.4 参考資料参照)
- これらの課題に対応するため、プロジェクションマッピングの設置基準を新たに追加するとともに、プロジェクションマッピング及びデジタルサイネージについてもネオン照明等を用いた広告物と同様に、周辺環境に与える影響を鑑み、自然系許可地域等の周囲の景観や住環境に配慮が必要な地域においては設置ができないことを明確化する。

【現行の基準と改正案】

		プロジェクションマッピング	デジタルサイネージ
現行	許可基準	なし (壁面利用広告物の基準を準用)	広告板 (5㎡~30㎡以下)
	許可地域	明確な制限なし	明確な制限なし
改正案	許可基準	壁面利用広告物の基準に追加 (5㎡~30㎡以下)	(変更なし)
	許可地域	自然系・住居系許可地域、 広告景観形成地区は禁止	自然系・住居系許可地域、 広告景観形成地区は禁止

2 ガイドラインの策定

- プロジェクションマッピングやデジタルサイネージは、光や音を発するものであるため、掲出にあたっては特に景観、周辺環境及び安全性への配慮が必要となる。
- そこで、光や音、動き等に関し、規則で定める許可基準を補完するためのガイドライン（資料3-2）を策定することにより、光害の防止や騒音への配慮、景観誘導を図る。

■規則改正スケジュール（予定）

令和4年11月21日 神奈川県屋外広告物審議会（審議）
 令和5年度 神奈川県屋外広告物審議会（審議・諮問）
 パブリックコメント
 改正
 施行

●神奈川県屋外広告物条例施行規則

別表第2 (抜粋)

広告物の種類等		許可地域区分	基準
建築物の壁面を利用するもの	壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの	自然系許可地域	<p>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とすること。ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ又はシンボル・マークその他これに類するものうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。</p> <p>3 壁面からはみ出さないこと。</p>
		住居系許可地域	<p>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、10平方メートル以内又は当該壁面の面積の20分の1以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。ただし、10平方メートルを超える場合は、建築物の上部から突出する広告塔又は広告板を設置しないこと。</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とすること。ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ又はシンボル・マークその他これに類するものうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。</p> <p>3 壁面からはみ出さないこと。</p>
		工業系許可地域	<p>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出する場合又は建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ若しくはシンボル・マークその他これに類するものうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。</p> <p>3 壁面からはみ出さないこと。</p>
		沿道系許可地域及び商業系許可地域	<p>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出する場合又は建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ若しくはシンボル・マークその他これに類するものうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。</p> <p>3 壁面からはみ出さないこと。</p>

広告塔及び広告板	自然系 許可地域	1 表示面積は、5平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上3メートル以下とすること。 3 道路上に突出しないこと。
	住居系 許可地域	1 表示面積は、15平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。 3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル（歩道上にあつては、地上3メートル）以上とすること。
	工業系 許可地域	1 表示面積は、20平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル（歩道上にあつては、地上3メートル）以上とすること。
	沿道系 許可地域 及び 商業系 許可地域	1 表示面積は、30平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル（歩道上にあつては、地上3メートル）以上とすること。

備考

- 1 (略)
- 2 ネオン照明、点滅照明及び動光は、自然系許可地域及び住居系許可地域にあつては設置できない。

●神奈川県屋外広告物条例審査基準

施行規則別表第2、第3及び第4の許可基準について

キ 別表第2の備考2及び第4の備考2の動光とは、電球等を利用し、一つ一つの電球等を時間的にずらして点滅させるものをいい、広告物の枠どり等に利用する形態のものが多く、これを禁止するものである。